

## 少年警察学生ボランティア（大学生ボランティア）募集要綱

### 1 大学生ボランティア募集の趣旨

兄、姉世代の視点から少年の心理特性を理解し、助言・指導することができる大学生を、少年を非行や犯罪被害等から守る少年警察ボランティアとして委嘱し、地域における少年健全育成活動を促進するものです。

### 2 任期

1年間（毎年6月から翌年5月末まで）

### 3 対象者

県内に居住する大学生又は県内の大学に通学している大学生（短大生、大学院生を含む）で、少年の非行防止、少年の健全育成活動等に熱意と行動力を有し、少年の模範となる方

### 4 委嘱

警察本部長が委嘱

### 5 活動内容

大学生ボランティアの住居地を基本に、鳥取市・倉吉市・米子市の各地域ごとで主に次の活動を行います。

#### ○ 立ち直り支援活動

警察職員とともに、少年サポートセンター等で、非行少年、被害少年等に対して、学習支援、スポーツ指導等各種体験活動を通じた立ち直り支援活動を行います。

#### ○ 非行防止教室、被害防止教室等のアシスタント

警察職員とともに、県内の小・中学校、高等学校で、万引き防止、薬物乱用防止教室等の非行防止教室や学校等への不審者侵入時の対応訓練等の被害防止教室のアシスタントとして活動します。

#### ○ 非行防止キャンペーン等への参加

警察職員等とともに、各地区で実施される自転車の鍵掛け等による盗難防止、未成年の飲酒防止、フィルタリングの普及等の街頭キャンペーンなどの広報啓発活動を行います。

#### ○ 街頭補導活動

警察職員、他の少年警察ボランティア等とともに、繁華街、ゲームセンター等で、少年に対する声掛け活動や指導・注意を行う街頭補導活動を行います。

※ ボランティア活動への参加回数の指定はなく、都合のよい活動日に参加していただきます。

## 6 委嘱時研修

ボランティアを委嘱する際に、

少年非行概況

大学生ボランティアの活動要領等

非行・被害防止教室の実施要領

等の研修を実施します。

## 7 募集期限

令和6年5月17日（金）

（募集期限はありますが、期限外でも随時受け付けます。）

## 8 応募要領

市販の履歴書（JIS規格）又はインターネットからダウンロードできる履歴書（JIS規格）に、住所、氏名、生年月日、電話番号、学歴等を記載し、顔写真を貼付の上、

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部生活安全部 少年・人身安全対策課宛

へ郵送又は下記メールアドレスにメール送信することにより応募してください。（送付いただいた履歴書は、目的外に使用することはなく、返却はしません。）

なお、郵送の場合は履歴書左上部に「大学生ボランティア応募」と赤字で記載していただき、メール送信の場合は、メール内に大学生ボランティアの応募であることが分かるような文書を記載してください。

連絡先 電話 (0857)23-0110 内線3065、3066

メールアドレス k\_shonenka@pref.tottori.lg.jp